

教員に関する事項における 事務局提案と再審議事項

1. 専任教員の数及び教員の要件

1. 専任教員の数及び教員の要件

構成員等よりいただいたご意見と要望団体からの補足・訂正内容

構成員等よりいただいたご意見（資料2-1の再掲）（抜粋）

- 専任教員の要件については、要望した団体から見ても正直に言って若干調整不足のところがあると思っている。
- 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は、教員が実習についていく場合もあるため、10時間を標準とするのは無理があるのではないか。
- 言語聴覚士の業務は音声・言語・聴覚の障害等と様々あるため、臨床の業務経験は一律に年限だけでなく、少なくとも複数の領域で経験がある者としてはどうか。
- 言語療法士が臨床での業務を退く場合、理由の多くが教員となるためであり、教員応募を効果的に行えば教員は十分に集まると思われる。一方で、臨床の業務は補充が大変困難であり困る事情が確かにある。

要望団体からの補足・訂正

- 1人1週間当たりの担当授業時間数を標準15時間/週から10時間/週とする要望を取り下げるとの回答。
- 専任教員の担当授業時間（標準15時間/週）に専任教員以外が行っても差し支えない範囲の授業が含まれており、また専門基礎分野（例：心理学など）は専任教員以外が担当することが多いとの回答。
- 教員は複数の領域で経験がある者よりも、各領域の専門性を持って教授できる教員が揃っていることを最も重要視すべきとの回答。
- 専任教員数の引き上げに関する要望の提出にあたり、各養成施設から事前に賛同を得ていたことの再確認及び賛同の確認が不十分であった養成施設に対して改めて一部意向確認が行われた。

<事前の賛同の確認状況>

- ・ 令和3年度、令和4年度の総会※（全国リハビリテーション学校協会）で報告事項として説明したところ意見なし
※組織率 修業年限3年以上の教育課程 98%、修業年限2年以上の教育課程 85%、修業年限1年以上の教育課程 100%

<意向の再確認及び確認が不十分であった養成施設への意向確認>

- ・ 修業年限3年以上の教育課程：理事会（全国リハビリテーション学校協会）で審議事項として説明し、承認取得
- ・ 修業年限2年以上の教育課程：アンケート調査を実施し※1、半数以上の賛同と、増員不要意見の理由取得※2
- ・ 修業年限1年以上の教育課程：該当校は現状、既に充足した教員数のため、賛同の確認対応はしていない

※1 回収率 法人代表者 86.4%（19/22校）、教員責任者 90.9%（20/22校）

※2 事務によるサポートやDXによる業務の効率化で対応可能。学生定員割れが深刻で改善が見込めない。等

1. 専任教員の数及び教員の要件

増員を検討する上で考慮される事項①

(1) 単位増に伴う、現行の専任教員数における1人あたりの一週間あたりの増加時間数

- 修業年限3年以上の課程の1人あたりの増加時間数（1週間あたり）＝＋0.7時間以下（四捨五入）（＋α授業前後の準備に関する時間も増加）
※ 修業年限2年以上では＋1.3時間以下、修業年限1年以上では＋3.3時間以下

（参考）計算式

- ・ 単位増に伴う1週間あたりの時間 ＝ { (40時間×8単位) ÷ 32週 } ÷ 修業年限
- ・ 指定規則で定める専任教員数（修業年限3年以上：5人以上、修業年限2年以上：4人以上、修業年限1年以上：3人以上）
- ・ 1人あたりの増加時間数（1週間あたり）＝（単位増に伴う1週間あたりの時間）÷（指定規則で定める専任教員数）

※ 制度改正があった場合、＋8単位（修業年限3年以上：93単位→101単位、修業年限1年及び2年以上：73単位→81単位）

※ 1単位あたりの時間数は40時間と仮定する（1単位45時間を標準とし、各養成校の判断で、講義・演習は15～30時間、実験・実習・実技は30～45時間、臨床実習は40時間以上の実習とすることとなっているため）

※ 1週間/年は長期休暇等を除く32週と仮定する（ひと月が4週間、1年が12ヶ月、長期休暇等を4ヶ月と仮定）

(2) 言語聴覚士の養成における特殊性

- ① 言語聴覚士は耳鼻咽喉、口腔等の微細な器官が専門領域であるため、実技の手本を見せたり、実際の実技指導をする際に、近距離で視野を確保できるよう、少人数に分けることが望ましい。
- ② 聴覚領域や発声発語領域の演習では、検査及びリハビリテーションのために防音室を使用する。通常これらは面積が狭く、学生数名しか入れないため、数回に分けて実施する必要がある。
- ③ 失語症や高次脳機能障害といった心理学的な側面も専門領域に含み、コミュニケーションに障害を持つ方を対象とすることから、学内演習で当事者にご協力いただく際等に、多人数で対応することで心理的負荷がかかるのを避けるために、少グループに分けて教員を配置することが通常である。

(3) 現行の専任教員の実務状況（要望書から抜粋）

- ・ 現状における専任教員の実務状況（1週間の平均時間）を表2に示す。（集計：月曜日～金曜日）

表2：専任教員の実務状況（2021年日本言語聴覚士協会調べ）

	授業	会議・委員会	臨床活動	学生指導	研究・その他	合計
大学	15.2時間	4.6時間	4.4時間	9.8時間	7.5時間	41.5時間
3年課程	13.2時間	5.2時間		10.2時間	12.3時間	40.9時間
2年課程	14.2時間	4.9時間		5.0時間	9.9時間	34.0時間

なお、2年課程においては土曜日開講の養成校も多い。今回の調査は月～金曜日までの集約であることから、調査の養成校においては週40時間程度の勤務状態となっていると考えられる。その他、養成校が行っている実習施設との調整は別添資料10(p29)の通りであり、教員は実習施設との調整にも多くの時間を費やしている実態が認められる。

1. 専任教員の数及び教員の要件

増員を検討する上で考慮される事項②

(4) 教員に関する他職種の要件（修業年限3年以上の課程）

赤字は団体要望箇所

1週間で専任教員が実施可能な授業時間合計

修業年限3年以上の課程 履修単位数		一学級の定員	専任教員数	一学級定員増による 加算人数	専任教員の 1人1週間 当たりの標準 担当授業時間数 ※指導ガイドライン	専任教員の 1週間当たりの 標準担当授業時間 総数（下限人数） ※左欄より算出
102単位	看護師	40人以下 (教育効果が十分に挙げられる 場合はこの限りではない。)	8名以上	30人増+1名 (学生総定員が 120人を超える場合)	15時間	120時間
102単位	診療放射線技師	10人以上50人以下	7名以上	1学級増+3名	規定なし	規定なし
102単位	臨床検査技師	10人以上40人以下	6名以上	1学級増+3名	15時間	90時間
101単位※1	視能訓練士	10人以上50人以下	6名以上	1学級増+3名	規定なし	規定なし
101単位	理学療法士・作業療法士	40人以下	6名以上	1学級増+3名	10時間	60時間
101単位	臨床工学技士	10人以上40人以下	6名以上	1学級増+3名	規定なし	規定なし
93 (→101単位)	言語聴覚士	10人以上40人以下	5名以上 (→6名以上)	1学級増+3名	15時間	75時間
100単位※1	義肢装具士	10人以上30人以下	6名以上	1学級増+3名	規定なし	規定なし
100単位	あん摩マッサージ指圧師、 はり師、きゅう師	30人以下	6名以上	30人増 +2名	15時間	90時間
99単位	柔道整復師	30人以下	6名以上	30人増 +1名	15時間	90時間

※1 各職種学校養成所カリキュラム改善検討会で取りまとめられた単位であり、今後制度的対応を行う。

理学療法士・作業療法士学校養成施設指定規則及び指導ガイドラインにおける関係部分の前回（平成30年）改正時状況

- ・単位数 (改正前：93単位 → 改正後：101単位)
- ・専任教員人数 (改正前：6人以上 → 改正後：変更なし)
- ・専任教員の担当授業時間数 (改正前：10時間を標準とする。 → 改正後：変更なし)
- ・一学級の定員 (改正前：40人以下 → 改正後：変更なし)

<とりまとめ報告書抜粋>

専任教員の人数及び専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数については、今回の見直しによる影響等を踏まえた検討が必要であることから、次回の見直しで検証も踏まえて検討を行うことが望まれる。

1. 専任教員の数及び教員の要件

増員を検討する上で考慮される事項③

(5) 教員に関する他職種の要件（2年以上の課程）

赤字は団体要望箇所

1週間で専任教員が実施可能な授業時間合計

修業年限 2 年以上の課程		一学級の定員	専任教員数	一学級定員増による 加算人数	専任教員の 1人1週間 当たりの標準 担当授業時間数 ※指導ガイドライン	専任教員の 1週間当たりの 標準担当授業時間 総数（下限人数） ※左欄より算出
履修単位数						
87単位	臨床工学技士	10人以上40人以下	5名以上	1学級増+2名	規定なし	規定なし
73 (→81単位)	言語聴覚士	10人以上40人以下	4名以上 (→5名以上)	1学級増+2名	15時間	60時間
79単位※2	義肢装具士	10人以上30人以下	5名以上	1学級増+2名	規定なし	規定なし
68単位	看護師	40人以下 (教育効果を十分にあげられる場合、通信制はこの限りではない。)	7名以上 (通信制の場合は8人以上)	通信制においては、 入所定員が301人以上の場合、10人以上とし、総定員が500名を超える場合は100人増すごとに+1名	15時間	105時間
66単位	理学療法士 作業療法士	40人以下	5名以上	1学級増+2名	10時間	50時間

※2 各職種学校養成所カリキュラム改善検討会で取りまとめられた単位であり、今後制度的対応を行う。

(6) 教員に関する他職種の要件（修業年限 1 年以上）

赤字は団体要望箇所

1週間で専任教員が実施可能な授業時間合計

修業年限 1 年以上の課程		一学級の定員	専任教員数	一学級定員増による 加算人数	専任教員の 1人1週間 当たりの標準 担当授業時間数 ※指導ガイドライン	専任教員の 1週間当たりの 標準担当授業時間 総数（下限人数） ※左欄より算出
履修単位数						
87単位	臨床工学技士	10人以上40人以下	4名以上	1学級増+1名	規定なし	規定なし
73 (→81単位)	言語聴覚士	10人以上40人以下	3名以上 (→4名以上)	1学級増+1名	15時間	45時間
75単位※3	視能訓練士	10人以上50人以下	3名以上	1学級増+1名	規定なし	規定なし
52単位※3	義肢装具士	10人以上30人以下	4名以上	1学級増+1名	規定なし	規定なし

※3 各職種学校養成所カリキュラム改善検討会で取りまとめられた単位であり、今後制度的対応を行う。

1. 専任教員の数及び教員の要件

事務局提案と再審議事項

構成員のご意見等を踏まえた提案内容

- ・言語聴覚士の養成は、担当科目に応じてそれぞれ相当の経験を有する医師、歯科医師、言語聴覚士又はその分野を専攻する者が教員であることを原則とし、専任教員は、医師、歯科医師、言語聴覚士とする。
- ・専任教員の従事規制は、働き方の多様化や民間からの教員登用の促進等の観点・質保証の観点等を踏まえて専らの従事を求めることはせず、また、臨床能力の向上を求めることについては、特に養成所では雇用形態により実施困難なこともあるため、自助努力の扱いとすることで追加しないこととする。
- ・養成施設は、専任教員から1名以上の臨床実習の進捗管理等を行う者を定めることとする。
- ・専任教員の増員が必要か否かは、次ページの参考2及び参考3を踏まえて、改めてお諮りさせていただくこととする。

現行

- 言語聴覚士の養成に必要な指定科目を教授するのに適当な数の教員を有する。

例) 修業年限3年以上の課程

- 5人以上（1学級増すごとに3人追加）は、医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者の専任教員とする。

修業年限3年以上（法第33条第1号）	5人以上
--------------------	------

修業年限2年以上（法第33条第3、5号）	4人以上
----------------------	------

修業年限1年以上（法第33条第2号）	3人以上
--------------------	------

- 専任教員の数は、定員又は学級数に応じて増加する。
- 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は過重にならないよう15時間を標準とする。

具体的内容 ※変更・追加部分のみ記載

(変更内容)

- 言語聴覚士の養成に必要な指定科目を教授するのに適当な数の教員を有し、担当科目に応じてそれぞれ相当の経験を有する医師、歯科医師、言語聴覚士又はその分野を専攻する者であることを原則とする。

(追加内容)

- 1つの養成施設の1つの課程に限り専任教員となれる。
- 養成施設は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者（実務調整者）として、専任教員から1名以上配置する。

(前頁を踏まえ、再審議事項としてお諮りし決定としたい内容)

- 専任教員の最低基準の人数を引き上げるか否か。

案1：基準を見直し、増員する

案2：基準は見直さず、増員を推奨する

案1の例) 修業年限3年以上の課程の場合：6人以上（1学級増すごとに3人追加）は、医師、歯科医師、言語聴覚士の専任教員とする。

修業年限3年以上（法第33条第1号）	6人以上
--------------------	------

修業年限2年以上（法第33条第3、5号）	5人以上
----------------------	------

修業年限1年以上（法第33条第2号）	4人以上
--------------------	------

案2の例) 専任教員の数は、定員又は学級数、養成に必要な指定科目等から総合的に判断して増加するよう努める。

2. 専任教員になるための要件

2. 専任教員になるための要件

構成員等よりいただいたご意見と要望団体からの補足・訂正内容

構成員等よりいただいたご意見（資料2-1の再掲）（抜粋：講習会の実施方法、内容）

- 授業項目が書いてあるだけで、それをどういう形態として行うか入れるべき。
- 3分の2以上が対面、3分の1がeラーニングとなっているが、オンデマンドでの実施を含め、参加しやすさを考慮して柔軟にすべきではないか。
- 理学療法士・作業療法士の専任教員講習会は、2/3が対面、1/3がeラーニングという規定があるにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の蔓延する今般は、全てオンラインで実施することが認められており、言語聴覚士の講習会の指針案に合わせて、当該職種の講習の指針も見直してはどうか。

構成員等よりいただいたご意見（資料2-1の再掲）（抜粋：講習会の受講免除）

- 講習会受講対象の限りでない者として、大学や大学院の教育学に関する科目があるが、教育学には教授学・教育方法学・教育評価学・臨床教育学等と様々な項目があるため、講習内容と整合性を取るためにも、ここで求める教育学が何を指すのかも議論すべき。
- 大学卒業すれば一律免除というのは良くないのではないか。
- どのような大学を卒業しているのか、どういうことを履修しているのかにより大分違いがあるため、大学卒業が研究方法、管理と運営の30時間と60時間を免除とすべきではない。
- 要望にある”同等以上の知識と技術を有する者”は、よくある規定に倣いで入れたものであって具体はない。

要望団体からの補足・訂正

- 要望団体が実施する講習ではなく、指針として定める基準に則った講習に要望を訂正するとの回答。
- 講習内容を経歴によって部分的に免除する要望は取り下げるとの回答。
- 教育学に関する科目4単位履修であれば180時間の講習会が最も整合性があると考えますが、既に理学療法士・作業療法士では同様の講習を360時間で実施している。言語聴覚士に独自に求められる科目と、理学療法士・作業療法士と同等の教育内容及び教育レベルが要求されると考えられる科目を積み上げた結果、360時間になったとの回答。
- 言語聴覚士の専任教員に求められる教育学の知識は、教育の本質・目標、心身の発達と教育課程、教育の方法・技術であり、理学療法士・作業療法士の専任教員講習会の内容を参考として設定したとの回答。
- 「教育学の知識」と「講習会におけるテーマ」の関係については、下記のとおりである。
 - ・「教育学の知識」に相当する：2）教育基礎分野、3）教育方法
 - ・「教育学の知識」を学ぶ上で前提となる：1）基礎分野
 - ・「教育学の知識」を実践する上で必要となる：4）臨床実習教育、6）管理と運営
 - ・教育経験を科学的に検証し蓄積する上で必要である：5）研究方法

2. 専任教員になるための要件

事務局からの提案①

構成員のご意見等を踏まえた提案内容

- ・ 言語聴覚士の専任教員は、施行までに専任教員である者を除き、全員に業務経験と大学（又は大学院）での教育学等の履修とともに卒業（又は課程の修了）を求めることとし、科目のみ後から履修や一部履修の免除は認めない。
 - ・ ただし、施行時において既に専任教員の資格をもつ者や、業務経験があり、かつ大学で履修し卒業等する以上の教育内容として新たに指定する講習内容にて、厚生労働大臣に指定された団体が実施する講習を修了した者には、大学で履修し卒業等は求めない。（教育水準：講習修了>大学4単位修め卒業）
- （なお、業務経験を求める範囲が、要望書において全員に求める記載箇所と人数制限を入れた記載箇所があり矛盾していたため、構成員のご意見等をもととした。）

現行

例) 修業年限3年以上の課程

- 専任教員のうち、少なくとも3人は、免許を受けた後法第2条に規定する業務を5年以上業として行った言語聴覚士（以下「業務経験5年以上の言語聴覚士」という。）である。

	うち業務経験 5年以上の言語聴覚士
修業年限3年以上（法第33条第1号）	3人以上
修業年限2年以上（法第33条第3、5号）	2人以上
修業年限1年以上（法第33条第2号）	1人以上

具体的内容

(変更内容)

- 言語聴覚士の専任教員は、次に掲げるいずれかに該当する者であること。ただし、免許を受けた後法第2条に規定する業務（以下「言語聴覚士の業務」という。）を5年以上業として行った者であって、厚生労働大臣の指定する指針に基づく講習会を修了したものである場合は、この限りではない。

※指針案は次頁記載、適用までの猶予期間を設ける。

- ・ 言語聴覚士の業務を5年以上業として行った者であって、大学において教育学に関する科目を4単位以上修め、卒業した者
- ・ 言語聴覚士の業務を3年以上業として行った者であって、大学院において教育学に関する科目を4単位以上修め、課程を修了した者
- ・ 施行時において専任教員である者

※なお、言語聴覚士の専任教員に求められる教育学の知識は、教育の本質・目標、心身の発達と教育課程および教育の方法・技術とする。

2. 専任教員になるための要件

事務局からの提案②（厚生労働大臣の指定する指針）

事務局の提案

- ・ 授業形態の規制は、全体の割合で示すのではなく、次頁6.カリキュラム例の教育内容ごとに定めることとし、講習への参加しやすさに配慮するため、講義についてはオンデマンドでの実施を含め、柔軟に行えるものとする。
- ・ 講習会におけるテーマは、言語聴覚士の専任教員に求められる教育学の知識を必須項目として明示的にする。
- ・ 講習会における教育内容、目標や単位数内訳は、次頁のカリキュラム例を参考とする。

（通知）専任教員養成講習会の開催指針（案）（要望書一部抜粋）

第1 趣旨

本指針は、言語聴覚士学校養成施設指定規則に規定する「専任教員養成講習会」の形式、内容等を定めることにより、講習会の質の確保を図り、もって教員及び言語聴覚士養成の質の向上に資することを目的とするものである。

第2 開催指針

1. 開催実施担当者

次に掲げる者で構成される講習会実施担当者が、講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

- 1) 講習会主催責任者 1名以上
 - ※ 講習会を主催する責任者
 - ※ 2)との兼務も可
- 2) 講習会企画責任者 1名以上
 - ※ 企画、運営、進行等を行う責任者
- 3) 講師 以下のいずれかを満たすこと
 - グループ討議の1グループ当たり1名以上
 - ※ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員又はこれと同等以上の能力を有する者
 - ※ 言語聴覚士の専任教員として5年以上の経験を有する者

2. 指導者講習会の授業形態

講習への参加しやすさに配慮するため、講義についてはオンデマンドでの実施を含め、柔軟に行えるものとする。

3. 受講対象者

実務経験4年以上の言語聴覚士

4. 講習会におけるテーマ

専任教員養成講習会におけるテーマ、言語聴覚士の専任教員に求められる教育学の知識として、次の1)～3)に掲げる項目を含むこと。また、必要に応じて4)及び6)に掲げる項目を加えること。

- 1) 教育の本質・目標
- 2) 心身の発達と教育課程
- 3) 教育の方法・技術
- 4) 臨床実習教育
- 5) 研究の方法
- 6) 管理と運営

5. 講習会における教育内容等

6. カリキュラム例の教育内容、目標等を参考とする。

※次頁に記載

2. 専任教員になるための要件

事務局からの提案②（厚生労働大臣の指定する指針）(つづき)

6. カリキュラム例

テーマ	形態 授業	内 容	目 標	単 位 数	時 間 数
教育の本質・目標	講義	教育の役割	現代社会の構造と教育の役割について学ぶ	2	30
		医療社会福祉制度	現行の法律や制度を学ぶ		
		言語聴覚士の職域	言語聴覚士の職域について学ぶ		
		初等中等教育の実際	高校までの学校教育の実際を学ぶ		
		青年期の心理的特徴	現代の若者の心理的特徴を学ぶ		
心身の発達と教育課程	講義	教育原理	教育の本質を学ぶ	4	60
		教育心理学	学習理論・学習モデル・発達心理等を学ぶ		
		教授方法	授業目的に合わせた教授方法を学ぶ		
		教育評価	評価の目的や種類を学ぶ		
教育の方法・技術	演習	科目構成	カリキュラム構成の実際を学ぶ	4	120
		授業設計	シラバスを作成し、授業を設計できるようにする		
		授業評価	授業の評価を学ぶ		
		成績評価	目標に合わせた試験問題を作成できるようにする		

テーマ	形態 授業	内 容	目 標	単 位 数	時 間 数
臨床実習教育	演習	実習の種類と方法	診療参加型臨床実習の考え方と方法を学ぶ	2	60
		指導の方法	行動を変えるための指導方法を学ぶ		
		評価の基準	実習に使われる評価方法を学ぶ		
		指導者論	臨床実習指導者に必要な資質について学ぶ		
研究方法	演習	研究法	研究の種類と設計の要点を学ぶ	1	30
		統計学	デザインに合わせた統計手法を学ぶ		
		研究法演習	研究のデザインについて学ぶ		
管理と運営	講義	リハビリテーション理念と職種	様々な職種の役割を理解する	4	60
		関連法規	コンプライアンス 労務管理の考え方などを理解する		
		職種間連携	対象者中心のリハビリテーションのために職種間の連携について理解する		
		人間関係論	良好なコミュニケーションと業務の遂行のために人間関係論を学ぶ		
合 計				17	360